

令和6年第2回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

令和6年11月21日

西多摩衛生組合議会

令和6年第2回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 令和6年11月21日(木) 午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 出席議員

1番 小川 龍美	2番 井上 一也	3番 高橋 洋子
4番 湖城 宣子	5番 阿部 悦博	6番 片谷 洋夫
7番 菅 勇真	8番 秋山 義徳	9番 池澤 敦
10番 山崎 貴裕	11番 川崎 善友	12番 佐藤 弘治

欠席議員

なし

正副管理者

管 理 者	橋本 弘山	副管理者	大勢待 利明
副管理者	加藤 育男	副管理者	杉浦 裕之

監査委員 平田敬太郎

西多摩衛生組合

事 務 局 長	山本 和晃	施 設 長	中島 勲
会 計 管 理 者	早野 正博		
総 務 課 長	大村 正仁	財務課長(兼)会計課長	古谷 浩明
計 画 管 理 課 長	石川 雄一	維 持 運 転 課 長	太田 道雄
フレッシュランド西多摩館長(兼)企画調整担当	伊藤 義孝	フレッシュランド西多摩設備管理担当主幹	穴澤 和俊

構成市町職員

青梅市環境部長	川島 正男	福生市生活環境部長	田村 清孝
羽村市産業環境部長	西尾 洋介	瑞穂町住民部長	古川 実

令和6年第2回西多摩衛生組合議会 定例会議事日程

令和6年11月21日(木)
午後1時30分 開議
西多摩衛生組合大会議室

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 認定第1号
令和5年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について

日程第4 議案第6号
西多摩衛生組合施設整備基金条例

日程第5 議案第7号
令和6年度西多摩衛生組合補正予算(第2号)

日程第6 議案第8号
令和6年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について

○議長（佐藤弘治） それでは、始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、令和6年第2回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともにお忙しい中、全員のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員定数12名、出席議員12名、欠席議員ゼロ、よって、定足数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまから、令和6年第2回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 改めまして、皆さん、こんにちは。管理者を仰せつかっております羽村市長の橋本でございます。お許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、令和6年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、全員の議員の皆様方にご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼申し上げます。

また、日頃より、当組合の運営につきまして、多大なるご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼を申し上げる次第であります。

さて、組合の事務事業の状況であります。まず、環境センターでの可燃ごみの処理につきまして申し上げますと、構成市町のごみ搬入量は、令和6年10月末現在で、約3万4,300トンとなっております。

これは、前年同期と比較しますと、約70トン、0.2%の減となっており、ほぼ横ばいで推移している状況となっております。

次に、広域支援の状況であります。多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき実施しております、小平・村山・大和衛生組合の可燃ごみ焼却処理委託につきましては、10月末現在で、約1,740トンを受け入れております。

また、令和6年能登半島地震の被災地を支援するため、本年9月より実施しております、石川県輪島市及び珠洲市の災害廃棄物の受入れにつきましては、10月末現在で42.83トンを受け入れております。

当組合といたしましては、継続的に災害廃棄物の受入処理を行うことにより、被災地の早期復興に貢献できるものと考えております。

次に、フレッシュランド西多摩改修工事の状況としては、9月開催の組合議会臨時会で請負契約議案の議決をいただき、本契約の締結後、無事、着手したところであります。

今後は、地域住民の憩いの場としての魅力を一層高めていくため、改修事業の一環として、指定管理者制度の導入など、ソフト面の充実を図り、各種事業を進めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、後ほどの議員全員協議会の中で、ご報告をさせていただきます。

今次定例会には、決算認定1件、条例案件1件、予算案件1件、分賦金の変更案件1件、合わせて4件の議案をご提案申し上げます。

いずれも、重要な案件でありますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご決定をいただきますようお願いを申し上げ、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤弘治） 以上で、管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配布いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。日程第1、会議録署名議員の指名についての件を議題といたします。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第 53 条の規定により、議長において指名いたします。

9 番 池澤 敦 議員

10 番 山崎 貴裕 議員

以上、2 名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長から報告いたします。山本事務局長。

○事務局長（山本和晃） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、令和 6 年 11 月 14 日付け、西衛発第 512 号で、令和 6 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨、管理者より議長宛てに通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日 1 日限りとしてお諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程でございますが、既にお手元にご配布しておりますとおりの議事日程で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては、日程第 5、議案第 7 号「令和 6 年度西多摩衛生組合補正予算（第 2 号）」と、日程第 6、議案第 8 号「令和 6 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について」の 2 件につきましては、関連がございますので、一括してご審議を願うこととさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会における議事説明員として、正副管理者、代表監査委員、会計管理者、及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤弘治） 以上で、報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおりの進めですので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第 2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次、定例会の会期については、11 月 21 日、1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ご異議なしと認めます。よって、会期については、本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

これより、議案審議に入りますが、議会会議規則第 33 条の規定により、原則、質疑は同一議員につき同一議案について、3 回までとなっております。なお、1 回の発言につき、質疑内容が多岐にわたる場合は、同条ただし書きの規定により、一発言につき 3 問までとし、質疑を分けて発言することを許しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第 3、認定第 1 号「令和 5 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について」の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました、認定第 1 号「令和 5 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について」の件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、令和5年度のごみ搬入量の実績を申し上げますと、構成市町からのごみ搬入量は、約5万7,000トンで、前年度との比較では、約2,100トン、3.6%の減量となっております。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づき実施した、小平・村山・大和衛生組合の可燃ごみ搬入量は、約2,700トンで、これは、令和4年度の受託量との比較では、約260トン、8.8%の減量となっております。この結果、構成市町と広域支援を合わせましたごみ搬入量は、約5万9,700トンで、前年度との比較では、約2,400トン、3.8%の減量となっております。

次に、環境センターの整備事業であります。令和5年度は、施設維持整備工事の法令点検を実施したほか、蒸気タービン発電機などの各種更新工事を実施いたしました。当組合では、引き続き、施設の延命化や省エネルギー化を推進し、清掃工場の適切な管理運営に努めたところであります。

このような状況を踏まえまして、決算の概要であります。歳入は、収入済額20億6,527万399円で、このうち、約86%が構成市町分賦金による収入となっております。

歳出は、支出済額18億3,636万4,872円で、予算現額に対する執行率は、約90%となっております。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は、2億2,890万5,527円で、この歳入歳出差引額は全額、翌年度への繰越金となるものであります。

以上が、決算の概要であります。令和5年度に計画いたしました事務事業につきましては、所期の目的を達成したものと考えております。

なお、決算の詳しい内容につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤弘治） 古谷会計課長。

○会計課長（古谷浩明） それでは、認定第1号、令和5年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の決算書をご覧ください。

決算書の構成でございますが、2ページ、3ページが歳入歳出決算の総括表で、4ページから7ページにわたりまして、歳入歳出決算の内容となっております。9ページ以降につきましては、決算内容の詳細を記載いたしました事項別明細書となっております。

恐れ入ります。決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

歳入歳出決算の総括表でございます。

歳入は、第1款分賦金から、第6款組合債までの構成となります。予算現額20億4,990万2,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに20億6,527万399円でございます。不能欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出でございますが、第1款議会費から第6款予備費までの構成となります。予算現額20億4,990万2,000円に対しまして、支出済額18億3,636万4,872円、翌年度繰越額は0円、不用額は2億1,353万7,128円でございます。

以上が決算の総括でございます。

続きまして、決算内容の詳細につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。決算書の10、11ページをお開き願います。

歳入におきます事項別明細書でございます。

第1款分賦金でございます。第1款分賦金につきましては、収入済額17億6,839万8,000円で、これは3市1町からの分賦金でございます。歳入総額の85.62%を占めております。構成市町別の金額につ

きましては、備考欄記載のとおりで、割合で見ますと、青梅市が 47.18%、福生市 19.52%、羽村市 19.50%、瑞穂町が 13.80%となります。

次に、第2款使用料及び手数料につきましては、収入済額 52 万 9,124 円で、歳入総額の 0.03%となります。これは、第1項使用料で、行政財産使用料の収入でございます。

恐れ入ります。12、13 ページをお開き願います。

第3款国庫支出金でございます。第3款国庫支出金につきましては、収入済額 136 万 2,240 円で、歳入総額の 0.07%となります。これは、東日本大震災による原子力発電所の事故由来の放射性物質の測定に伴う廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金でございます。

次に、第4款繰越金でございます。第4款繰越金につきましては、収入済額 1 億 7,709 万 4,025 円で、歳入総額の 8.57%となります。これは令和4年度からの繰越金でございます。

続きまして、第5款諸収入でございます。第5款諸収入につきましては、収入済額 1 億 1,788 万 7,010 円で、歳入総額の 5.71%となります。内訳といたしましては、第1項預金利子、これは歳計現金の運用による利子収入でございまして、収入済額は 1,795 円でございます。

続きまして、第2項雑入は、収入済額 1 億 1,788 万 5,215 円で、主なものは、次の 14、15 ページをお開き願ひまして、2目雑入の鉄屑等売払代金 758 万 5,548 円と、余剰電力売払収入 839 万 1,510 円、可燃ごみ焼却処理委託受託金 1 億 145 万 9,620 円でございます。

続きまして、第6款組合債でございます。当初予算では 1 億 8,000 万円を予定していましたが、フレッシュランド西多摩の改修工事の入札の不成立により、全額、減額補正をいたしましたので、収入済額はございません。

以上、歳入につきましては、予算現額 20 億 4,990 万 2,000 円に対しまして、調定額、収入済額ともに 20 億 6,527 万 399 円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

恐れ入ります。16、17 ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

第1款議会費につきましては、第1項1目組合議会費におきまして、支出済額 139 万 9,060 円、予算現額に対しまして、執行率は 85.88%、不用額は 22 万 9,940 円でございます。主なものは、1節報酬の 96 万 5,630 円でございます。

恐れ入ります。18、19 ページをお開き願います。

第2款事務所費につきましては、第1項1目一般管理費におきまして、支出済額 1 億 7,644 万 8,353 円で、予算現額に対しまして、執行率は 95.08%、不用額は 912 万 1,647 円でございます。主なものは、1節から4節までの人件費と、12節委託料、18節負担金、補助及び交付金でございます。

2節の給料をご覧願います。2節、給料は、支出済額 4,587 万 5,119 円で、特別職5名、及び一般職職員10名分の給料でございます。

次に、3節職員手当等は、支出済額 4,024 万 2,902 円で、これは、職員退職手当組合負担金を含む、一般職職員の諸手当でございます。

次に、4節共済費は、支出済額 1,670 万 333 円で、主なものは、職員共済組合負担金でございます。

恐れ入ります。20、21 ページをお開き願います。

10節需用費をご覧願います。10節需用費は、支出済額が 457 万 7,734 円で、主なものは、広報用資料や予算書等の印刷製本費の 230 万 3,221 円でございます。

次に、12節委託料をご覧願います。12節委託料は、支出済額 613 万 6,529 円で、主なものは、庁舎清

掃委託料 258 万 1,469 円、職員健康診断委託料 76 万 9,168 円でございます。

恐れ入ります。22、23 ページをお開き願います。

13 節使用料及び賃借料でございます。13 節使用料及び賃借料は、支出済額 756 万 9,025 円で、主なものは、パソコン及び複写機等の事務機器使用料 431 万 7,192 円でございます。

次に、18 節負担金、補助及び交付金をご覧ください。

18 節負担金、補助及び交付金は、支出済額が 5,034 万 9,000 円で、主なものは、周辺市町地域振興負担金 4,800 万円と地域環境対策協議会助成金 160 万円でございます。

恐れ入ります。24、25 ページをお開き願います。

第 3 款じん芥処理費でございます。第 3 款じん芥処理費につきましては、第 1 項 1 目じん芥処理費におきまして、支出済額 14 億 2,069 万 1,060 円、予算現額に対しまして、執行率は 96.43%でございます。不用額は 5,252 万 4,940 円でございます。主なものは、10 節需用費、12 節委託料、13 節使用料及び賃借料、14 節工事請負費でございます。

恐れ入ります。26、27 ページをお開き願います。

10 節需用費をご覧ください。10 節需用費は、支出済額 1 億 9,059 万 7,042 円で、主なものは、公害防止用に用います活性炭、消石灰などの薬品類を購入いたしました消耗品費 8,355 万 8,935 円と、施設稼働に要する光熱水費 7,996 万 1,016 円でございます。

次に、12 節委託料をご覧ください。12 節委託料は、支出済額 2 億 7,778 万 1,856 円で、主なものは、施設の運転管理の一部を民間委託いたしました、ごみ焼却業務委託料 1 億 5,972 万円と、施設稼働に伴う環境調査委託料 1,589 万 5,000 円、飛灰搬出運搬業務委託料 1,383 万 3,443 円、中央監視設備保守点検委託料 1,408 万円、電気設備点検委託料 1,210 万円でございます。

28、29 ページをお開き願います。

13 節使用料及び賃借料でございます。13 節使用料及び賃借料は、支出済額 2,566 万 800 円で、これは、非常用発電装置の故障に伴う臨時的な措置として、当該機器の代替品を、修繕完了までの間、借り入れたことによるものです。

続きまして、14 節工事請負費でございます。14 節工事請負費は、支出済額 7 億 7,548 万 1,300 円で、主なものは、プラント設備の維持管理を目的に、毎年実施しております施設維持整備工事 5 億 2,368 万 8,000 円と、蒸気タービン発電機更新工事 1 億 1,660 万円でございます。

少し飛びまして、32、33 ページをお開き願います。

第 4 款余熱利用施設事業費でございます。第 4 款余熱利用施設事業費につきましては、第 1 項 1 目施設運営費におきまして、支出済額は 4,512 万 8,108 円、予算現額に対しまして、執行率は 92.08%、不用額は 388 万 892 円でございます。主なものは、10 節需用費、12 節委託料でございます。

恐れ入ります。34、35 ページをお開き願います。

10 節需用費をご覧ください。10 節需用費は、支出済額 1,246 万 3,027 円で、主なものは、電気や上下水道料等の光熱水費 687 万 3,625 円でございます。

12 節委託料をご覧ください。12 節委託料は、支出済額 1,415 万 5,460 円で、フレッシュランド西多摩改修工事に伴う、施設維持管理委託料 857 万 6,480 円と、(仮称)フレッシュランド西多摩改修工事設計変更委託料 321 万 2,000 円、トロン浴素回収処理業務委託料 110 万円が主なものでございます。

恐れ入ります。36、37 ページをお開き願います。

第 5 款公債費でございます。第 5 款公債費につきましては、支出済額 1 億 9,269 万 8,291 円、予算現

額に対しまして、執行率は99.99%、不用額は1,709円でございます。

第1項1目元金は、支出済額1億9,240万4,033円で、平成25年度から令和元年度にかけて、借り入れを行いました基幹的設備改良工事費の償還金でございます。

第1項2目利子は、29万4,258円で、元金と同様、基幹的設備改良工事費の利子償還金でございます。

第6款予備費につきましては、2件、3,071万9,000円を他の科目に充用しております。他の科目で支出済額として計上しておりますので、予備費の支出済額はございません。

以上、歳出につきましては、予算現額20億4,990万2,000円に対しまして、支出済額18億3,636万4,872円、翌年度繰越額はございませんので、不用額は2億1,353万7,128円、執行率は89.58%でございます。

恐れ入ります。39ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は20億6,527万円。歳出総額は18億3,636万5,000円、歳入歳出差引額は2億2,890万5,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。したがって、実質収支額は、2億2,890万5,000円でございます。

恐れ入ります。40、41ページをお開き願います。

財産に関する調書でございます。土地、建物ともに、決算年度中における増減はございません。

恐れ入ります。42ページをお開き願います。

取得価格50万円以上の物品に関する調書でございます。こちらも、決算年度中における増減はございません。

認定第1号、令和5年度歳入歳出決算の説明は以上です。

○議長（佐藤弘治） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から監査結果の報告を求めます。平田敬太郎監査委員。

○監査委員（平田敬太郎） 監査委員の平田でございます。それでは、ご指名をいただきましたので、令和5年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査につきまして、ご報告をいたします。

令和5年度西多摩衛生組合歳入歳出決算に関する審査につきましては、去る令和6年9月24日、午後1時30分から、組合会議室におきまして、小川監査委員とともに、管理者・事務局長・会計管理者等関係職員の出席を求め、決算審査を実施いたしました。

審査の結果、別紙、審査意見書を送付いたしておりますことを、あらかじめご報告申し上げます。

決算の審査にあたりましては、管理者から提出されました決算書類等が、地方自治法等の関係法令に準拠して作成されているか、また、計数等に誤りはないか等を確認するとともに、予算の執行が関係法令に基づいて、適正かつ効率的に運営されているか等につきまして、それぞれ関係諸帳簿、証書類との照合を主眼に置き、実施いたしましたところでございます。

その結果、審査に付されました令和5年度決算書類等は、地方自治法、その他、関係法令に準拠して作成されており、決算の計数につきましても、関係諸帳簿との照合の結果、誤りはなく、証書類の保管も適正であるということを確認いたしました。

そのようなことを踏まえまして、審査意見でございますが、令和5年度の組合事務事業につきましては、ごみ処理状況等を確認した結果、限られた予算の中で、着実に事務事業が遂行され、所期の目的が達成しているものと判断をいたしましたところでございます。

また、昨今の労務費及び建築資材価格の高騰が顕著であり、依然として先行き不透明な状況が続くこ

とが予想されるところでございます。

今後、予定されている事業については、より一層の精査・創意工夫を図り、各事業の実現に向けて計画的に取り組むことを期待するものであります。

なお、引き続き適正な管理運営に努めるとともに、その他の事務事業についても効率的に執行し、健全な財政運営に努めることを心がけていただきたいと思います。

最後になりますが、施設の安全かつ安定的な運転と、環境に配慮した適正な維持管理のもと、公明・公正な事務事業が執行され、地域住民の負託に応えることを希望しまして、決算審査意見書といたしました。

以上、令和5年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についてのご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤弘治） 以上で、監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。8番秋山議員。

○8番（秋山義徳） 決算に関連しまして、1項目させていただきます。

令和5年度の事務報告書に新たな項目で、111ページから114ページまで、地域環境対策に関する事項が新たに加わっているのですが、記載内容について、詳しく説明をお願いします。

また、今回新たに記載した理由ですね、地元協議会の設立経緯や協議会活動に対して、組合の対応状況、決算に関連する費目と金額、内容について説明をお願いします。

○議長（佐藤弘治） 大村総務課長。

○総務課長（大村正仁） それでは、質問に対して説明をさせていただきます。

まず、新たに記載を行った理由でございますが、西多摩衛生組合でのごみの焼却については、周辺自治会などの理解のもと、実施をされているところでございます。また、関連した事務事業等については、情報公開等をする必要があると判断し、新たに記載をさせていただいたものでございます。

次に、地元協議会の設立経緯では、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会及び瑞穂町環境問題連絡協議会は、環境センター建設時において、組合の所在地に隣接する周辺住民により、組合との交渉窓口として設立されました。平成2年12月に羽村八町内会、現在は九町内会ですけれども、自治会生活環境保全協議会が設立され、翌年、平成3年2月に瑞穂町環境問題連絡協議会が、続いて設立されました。両協議会では、環境に対しての勉強会や組合の環境対策に対しての検証等を行い、良好な住環境を保持していくための活動が行われております。

西多摩衛生組合は、羽村九町内会自治会生活環境保全協議会及び瑞穂町環境問題連絡協議会と公害防止協定を取り交わし、清掃工場の操業に関して、法規制より厳しい自主規制を定めることで、周辺住民の生活環境の保全に重要な役割を果たしております。

まず、今回、記載の4項目のうち、1から3項目目は、後ほど計画管理課長から説明をさせていただきます。私からは4項目目について、お答えをさせていただきます。

組合広報紙、にしたまエコにゅうすの発行については、当組合と公害防止協定を締結している両協議会の地域内にお住まいの方々、約1万1,000軒に組合の運営状況を周知し、事業運営の公正性及び透明性を高めるとともに、地域住民と協働して環境負荷の低減を図ることを目的に、地域に根ざした広報紙を作成するというコンセプトのもと、作成、配布をしております。

また、これに関連する決算費目では、決算書21ページの2款事務所費の10節需用費において、印刷製本費230万3,221円のうち、58万6,960円をにゅうすの印刷代、また同ページ12節委託料で、羽

村・瑞穂の両シルバー人材センターへの広報用資料配布委託について、53万9,202円が、本事業の対象決算額となっております。

このように組合では、周辺住民に対して、工場稼働における、さらなるご理解をいただくため、活動内容を紙面により報告しているところでございます。

私からは、以上でございます。

○議長（佐藤弘治） 石川計画管理課長。

○計画管理課長（石川雄一） それでは、私の方からは事務報告書の113ページ、こちらの1項目目から3項目目について、説明させていただきたいと思っております。

まず、1項目目、地元協議会、報告会、説明会の開催につきましては、西多摩衛生組合が主催するもので、令和5年度につきましては、羽村・瑞穂両協議会に対しまして、西多摩衛生組合の前年度の事務事業の実績報告や、フレッシュランド西多摩改修工事（案）について、説明の方を実施させていただいております。

次に、項目の2ですが、こちらは協議会主催の事業となりまして、羽村・瑞穂両協議会の定期総会については、例年5月頃開催され、前年度の活動報告や収支報告、それから当年度の事業計画などが報告されております。この総会には、正副管理者、組合議長、各市町選出議員、羽村市及び瑞穂町の担当部課長及び組合の職員も参加をさせていただいております。

また、両協議会代表理事者役員意見交換会や、協議会の研修会におきましては、協議会の課題解決や情報収集などが行われておりまして、その場をお借りして、西多摩衛生組合の当年度の事業報告や説明などを行わせていただいております。

次に、項目3の視察研修会は、協議会会員皆様の環境問題に対するスキルアップや知識向上を目的として、他の清掃施設や環境関連施設などを実際に訪れ、視察研修を実施することにより、今後の組合運営を協議していく上での知識の共有を行い、意思疎通が行いやすい土壌を醸成するように努めております。

また、以上3項目の両協議会に関する支出といたしましては、決算書23ページの2款1項1目一般管理費の第13節使用料及び賃借料、自動車等借上料となりまして、こちらのところで、視察研習用のバスの賃借料として各団体15万円で、合わせて30万円と、協議会活動を行うための助成金として、同23ページの第18節負担金補助金及び交付金の地域環境対策協議会助成金、各団体に80万円で、合わせて160万円となります。

この助成金の使途といたしましては、定期総会費、協議会の作成する会議資料や広報紙などの印刷製本費、視察研修費、会議費などとなっております。組合といたしましては、協議会総会資料の収支報告書にて支出状況の確認をしているところでございます。

説明は以上となります。

○議長（佐藤弘治） 説明は終わりました。（「ありがとうございます。再質問はありません。」と秋山議員の声あり）

7番、菅議員。

○7番（菅 勇真） すみません、菅です。今、ご説明ありがとうございました。地域、地元では近いところで、地域に説明していくということで、されているのはすごく素晴らしいことではあるのですが、また、地域の方が、この施設をよく知るためには、この事務報告書にもあったのですが、一般の方の見学というのは少ないですね。地域にそれだけこう話をされているということであれば、町

内会の人たちも、この施設を見学して、もっとよく理解して、さらに運営をよくしていくという方法を取った方がいいのではないかという気がしているのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤弘治） 大村総務課長。

○総務課長（大村正仁） 菅議員の質問にお答えします。

一般の方々の見学についても、常時行っているのですが、また今、ご意見いただきましたので、今後、両協議会とも相談をさせていただきまして、見学の機会を増やすように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤弘治） よろしいですか。（「はい。」と菅議員の声あり）

ほかにありませんか。2番、井上議員。

○2番（井上一也） 今回の決算につきまして、質問が6問あります。こちらの質問の形が3問ずつということなので、最初の3問について、質問させていただきたいと思います。

まず、27ページ、決算書の27ページに環境調査委託料、12節の委託料の中に環境調査委託料というのがございます。こちらの中で、環境調査委託費、多分、騒音測定もやられているかなと思っているのですが、ちょっとこれ間違っていたらごめんなさい。調査結果につきましては、事務報告書の96ページ、表の5-10で、その結果については、事務報告書の83ページで評価の方をされているような形になっております。

この環境調査につきまして、よくよく見てみると、基本的に、基準はほとんど守られているのですが、この騒音測定だけがちょっと基準を超えてしまっているというような、そのような評価になっています。ただ、内容としましては、これ外部要因、基本的には工場が全部ストップしている状態での騒音の測定をしていると、結局、暗騒音と言って近所の騒音、車の騒音だとか、いろいろな音が聞こえてきますので、その音を拾ってしまって、この清掃工場のせいになっているというようなところが気になって仕方がないところでございます。

しっかりと施設の運転をしているのに、外部からの原因を、工場が原因とされてしまうのは、悔しいというのか、それも気になる場所がありますので、この評定の基準値、これがいわゆる第1種の非常に厳しい基準が入っているということがありますので、この基準を変えるだとか、そのようなことを検討されたことはあるのでしょうか。

例えば、都道の163号線、これ近いこともありますので、幹線道路の近接空間における特例というものがありまして、これ昼間70、夜間が65というのが、かなりゆるいのですが、このようなものを適用するだとか、そのようなことを検討するというのを考えられますけれども、いかがでございましょうか、ということが1問目の質問でございます。

2問目の質問でございます。29ページ、決算書29ページを見ますと、こちら12の委託料の中、テレセントリーシステム保守点検委託料というもので、金額としては40万円少しということであるのですが、テレセントリーシステム保守点検委託、テレセントリーシステムというのは、基本的には施設のデータを電話回線等を通じて、外部へ送って監視するシステムとなっていることが考えられるのですが、これ中央監視のシステム、この中央監視保守点検システムなどと一緒にして安くすることはできないのかなということ、少し気になる点がありますので、その点について、伺いたいと思います。

3問目でございます。同ページ、29ページの14節、工事請負費でございます。この中に照明器具LED化工事というものがございます。これ多分、いっせいのせで全部を交換してしまうと、多大なるお

金がかかるので、随時やっているのかなとは思いますが、実際、現在何%ぐらい、この工事の方は進捗している状況なのでしょうか。その当たり、教えていただければと思います。

以上、とりあえずは3点お願いいたします。

○議長（佐藤弘治） 石川計画管理課長。

○計画管理課長（石川雄一） それでは、私の方からは、まず、1問目、騒音振動測定について、回答の方をさせていただきたいと思えます。

ご質問の騒音測定は、羽村・瑞穂両協議会と締結しております公害防止協定に則って、環境センターの敷地境界線6か所で実施をさせていただいております。ご指摘のとおり、環境調査委託の中で、こちらは調査を進めさせていただいているところでございます。

この騒音測定なのですけれども、測定する際の規制値というのは、東京都環境確保条例の規制値の方を採用させていただいております。この環境確保条例では、その地域により、騒音の規制値が異なっておりまして、当組合の近隣には、小・中学校があることから、その中でも特に厳しい値となっております。

井上議員のご質問のとおり、これまでの騒音の測定結果では、外部要因であることが予測される時間帯ですね、こちらで規制値を超えることがございました。また、5年に1回程度なのですけれども、焼却炉が全炉停止中に測定を実施しておりまして、これを暗騒音測定と呼んでおるのですが、その際にも規制値を超える事があることから、組合といたしましても外部要因による影響であろうと判断しているところです。

また、ご指摘の騒音の規制では、特例措置というものがございまして、そちらの方も検討したことがあるのですけれども、幹線道路の近接空間における特例という規制がございまして、そちらは、二車線以下の車道においては、道路間から約15メートル以内とされていることから、組合での適用は厳しいのではないかと考えておるところでございます。

説明は、以上となります。

○議長（佐藤弘治） 太田維持運転課長。

○維持運転課長（太田道雄） それでは、ご質問の二つ目、三つ目の回答についてさせていただこうと思えます。

まず、テレセントリー保守点検委託でございますが、井上議員がおっしゃったとおり、こちらは遠隔監視の委託がメインとなります。当組合のテレセントリー保守点検委託につきましては、施設の機器冷却水の水質を、水質管理装置メーカーの監視センターにて遠隔監視し、3か月に一度、現場にて、この装置の点検を行う委託で、主に遠隔監視業務がメインの委託となります。

一方、中央監視設備保守点検委託につきましては、焼却炉の自動燃焼制御装置に関わる設備や計器の点検で、制御装置の本体の点検のほか、帳票などのデータ管理システムの点検、現場に設置しております温度や流量、風量、圧力等を計測する計器の点検及び中央、現場間の情報を送受信する装置の点検をメーカーにて行っており、主に点検業務がメインとなります。したがって、管理する装置及び内容が異なることから、現状は両委託をまとめずに、別の委託とさせていただいているところでございます。

続きまして、ご質問の三つ目、照明器具のLED化工事についてです。

環境センターの照明器具につきましては、管理棟、工場棟、事務所関係で、約500灯あります。それと、先日、議員にも見学していただいた工場棟の炉室、こちらにつきましては、照明器具が約1,200灯ありまして、合計で1,700灯、照明器具が設置されているところでございます。更新の進捗状況といた

しましては、管理棟、工場棟、事務所関係については、平成28年度から、徐々に更新をしております、今年度の令和6年でほぼ全数をLED化する予定となっております。

一方、工場棟の炉室につきましては、このLED化工事が国の交付金対象工事となり、令和8年度に基幹的設備改良工事内にて、更新をする予定となっております。したがって、現状、LED化につきましては、全体の約30%弱が進んでおり、令和8年度には、全ての照明がLED化される予定となっております。

なお、照明の使用電力の割合については、工場全体での5%程度でありまして、残りの95%につきましては、焼却炉の機器電力となっている形です。

質問の回答については、以上になります。

○議長（佐藤弘治） 2番、井上議員。

○2番（井上一也） ありがとうございます。2問目、3問目につきましては、中身の方はわかりました。ありがとうございます。

テレセントリーシステム、こちらの方は中央監視の方とも違うというようなことで、こちらの方は仕方がないのかなということ。あとLEDについては、30%の改修が終わっている。こちらの方、電気の方なのですが、確実に交換することで、電力が減っていきますので、こちらの方はわずかな電気量かもしれませんが、着実に進めていただければと思います。

1問目の質問について、再質問がございます。こちら、基本的には基準、こちらの方を変えることは難しいというようなことなのかなと思うのですが、ただ基準値とか、規制値、こちらの方の表記があると、基本的にはそれは守らなくちゃいけないものというようなこと、ただ、それが工場から出る音ではなくて、工場以外からきってしまう音も拾ってしまうということもありますので、これ例えば、参考値とか、そのようなことにすることは、もし可能ならば検討していただければというようなことがあるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

この数字だけを見ると、我々、説明を聞いているからわかるのですけれど、ただ一般の方がその音の基準が超えている、清掃工場の音が超えているのだ、それだけを聞いてしまうと、この工場は何をやっているのだ、そんな悪い評判が立ってしまう恐れもありますので、そのあたりの検討ができるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤弘治） 石川計画管理課長。

○計画管理課長（石川雄一） 現状、組合といたしましては、公害防止協定にも記載があることから、引き続き、騒音測定及び暗騒音測定を定期的実施しまして、各地点の測定値を把握し、また、各機器の防音対策の確認を行いまして、その結果を皆様の方へ説明をさせていただくことで、ご理解を引き続きしていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

答弁は以上になります。

○議長（佐藤弘治） よろしいですか。（「ありがとうございます。」と井上議員の声あり）

ほかにありませんか。3番、高橋議員。

○3番（高橋洋子） 3点、内容について、お伺いしたいと思います。

1点目が27ページのじん茶処理費の中の10の修繕料、こちらの内訳を教えてください。

あと、同じく29ページの14番、工事請負費、この緊急工事、こちらの内訳もお願いいたします。

31ページの18番、負担金、補助金及び交付金、こちらの各種講習会等負担金ということで、こちらの内容をお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤弘治） 太田維持運転課長。

○維持運転課長（太田道雄） まず、1点目、それと2点目の質問について、ご回答させていただきます。

まず、27 ページの需用費の修繕料につきましては、こちら大きく分けて二つございます。こちらの修繕料では、主に工事ではなく委託、普段の委託の中で発生した不具合や懸案事項、こちらについて修繕を行う費用となっております。

委託の中で、緊急的に不具合や、故障が発生した場合に、即時、対応しなければならないため、緊急修繕というような形で、通常の修繕の他にもう1点として、それぞれ計上させていただき、修繕の方をさせていただいているところです。

したがって、工事請負費の方では、緊急的なものについては、緊急工事として計上させていただき、こちらの修繕につきましては、主に委託内で発生した緊急的な修繕、計画的な修繕を実行させていただいているところでございます。以上となります。

続きまして、二つ目の質問ですが、29 ページ、工事請負費、緊急工事について、今、ご説明させていただいたのですが、こちらにつきましては、主に毎年実施をさせていただいております施設維持整備工事中に発見された不具合の中で、次年度の工事までに焼却炉の運転管理及び環境面、公害面で、影響を及ぼす可能性がある事象について、緊急的な工事を実施させていただいております。

令和5年度の工事の実績では、工事計画範囲外での耐火材の脱落や、各ポンプの分解整備時における消耗品以外の部品の劣化、摩耗などの初期対応になります。その他、クレーンのケーブルやワイヤーが切れた際の交換作業等も含まれます。もう1点、緊急工事で令和5年度大きかったものとして、非常用発電装置の部品の不良が発生いたしまして、そちらの応急対応についても、こちらの緊急工事で実施させていただいているところでございます。

以上となります。

○議長（佐藤弘治） 大村総務課長。

○総務課長（大村正仁） 3点目の各種講演会等の負担金でございます。こちらについて、主なものをご説明させていただきます。

主なものとして、危険物の取扱いの保安の講習会、安全衛生推進者の養成講習会、車両系機械の運転講習会の受講料、電気取扱用具の講習の受講料、フォークリフト運転技能講習、廃棄物の処理施設の積算の要領の研修等になっております。

以上でございます。

○議長（佐藤弘治） 高橋議員、よろしいですか。（「よろしいです。」と高橋議員の声あり）

ほかにありませんか。よろしいですか。

7番、菅議員。

○7番（菅 勇真） この事務報告書ですね、契約に関する事項の68になりますね。指名競争入札参加登録数ということで、構成市町内と構成市町外ということで、数字出てますけれども、工事関係と物品関係ということで、工事関係は、なかなか構成市町の中では難しいのかなという気はしているのですが、この当たりの数についての動向みたいなものはどうなのかということと、あと、工事の契約があると思えますけれども、100万円以上の請負契約ということで、この最終的に、工事全体の費用にかかる構成市町の入札といった金額というのは何割ぐらいになるのかという当たりを教えてくださいたいと思います。

○議長（佐藤弘治） 古谷財務課長。

○財務課長（古谷浩明） まず、1点目の事務報告書の68ページの指名競争入札参加登録数の物品の登録者が少ないということですが、当組合では、費用対効果の関係で、構成市町のように電子入札をする東京電子自治体共同運営サービスに加入しておりません。その関係もありまして、構成市町より少ない登録者数になっています。しかし、なるべく多くの方を参加して競争入札をしたいので、入札をするために、12月1日の構成市町の広報紙に載せていただき、この物品等の入札参加資格の募集をかける予定となっております。それと、当組合の公式サイトの方でも、募集をかけます。なるべく多くの方が入札参加できるような形を取りたいので、周知の方をしていきたいというふうに考えております。

2点目の工事の方の関係の構成市町のどのくらいの数があるか、それにつきまして、令和5年度につきましては、工事の契約案件が17件ございまして、そのうちの1件が構成市町内の業者となっております。専門的な工事が多いので難しいのですが、照明器具LED化工事、このようなものについては、構成市町の業者が取っているような状況となっております。

以上です。

○議長（佐藤弘治） 7番、菅議員。

○7番（菅 勇真） すみません、金額的なところで言うと、大体のおおまかな金額は幾らで、大体、どの構成市町が何割ぐらいを落札できたのかっていうことも伺いたしたいのですが。

○議長（佐藤弘治） 暫時休憩いたします。

午後2時27分 休憩

午後2時27分 再開

○議長（佐藤弘治） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

古谷財務課長。

○財務課長（古谷浩明） 工事請負の合計が7億7,548万1,300円のうち、1者取ったのが、LED化工事の374万円となっておりますので、比率的には0.4%となります。

以上です。（「ありがとうございました。」と菅議員の声あり）

○議長（佐藤弘治） ほかにありませんか。11番、川崎議員。

○11番（川崎善友） 事務報告書62ページ、見学会のことでお尋ねいたします。

やはり多くの方に見学に来ていただきたいと思っているのですが、煙突のぼりにチャレンジ!、これは大人気で、募集するとすぐ埋まると聞いていたのですが、これ見ると6組16名ということで、それぐらいしか受け入れられないのかなと思ったのですが、募集人員がそもそも何名だったのか、あと枠を広げることにはできないのか、伺いたします。

○議長（佐藤弘治） 大村総務課長。

○総務課長（大村正仁） こちらにつきましては、募集については、8組ほどの募集をしております。煙突の中が普段の見学通路とは違いまして、作業環境通路でございますので、狭いということから、親子連れの方で、ちょっと絞った形で見学をしていただいている予定でございます。

本年度についても実施をさせていただいたことございまして、これから回数を重ねていって、より多くの方に見ていただければと考えております。

以上でございます。（「ありがとうございます。」と川崎議員の声あり）

○議長（佐藤弘治） 大丈夫ですか。ほかにありませんか。

失礼いたしました。2番、井上議員。

○2 番（井上一也） すみません、残り3問だったのですが、1問減りましたので、2問の質問をさせていただきます。

こちら決算書の35ページの4番1項1目12節の委託料の関係でございます。一部、電算使用料にもかかるのですが、この中の1問目です。委託費全体に関するところで、令和5年4月から施設はお休みになっております。だけれど、物があれば、例えば電気だとか、ガスだとか、そういった施設があれば、そちらの方に委託費がかかるのはわかるのですが、この人にかかる入館管理システム保守点検委託料、あとは、13節にある入館管理システム賃借料、このようなものが入っているのは、ちょっと気になるところなのですが、この当たりの説明をお願いできればと思います。

2問目、合わせて5問目でございます。この中の同じく35ページ、12節の委託料、ここにトロン浴素回収処理業務委託料110万円というものが入っております。これが気になっておりまして、業者に流されていませんかというようなところもあるのですが、本来、産廃で出せるようなもの、それが高い金額を取られて業者に回収しなくちゃいけないだとか、そのようなことになっていないか、その辺がちょっと気になっております。この回収の必要な理由は何だったのでしょうか。というようなところで、また、回収しているとなると、マニフェストか何かがあるのかなとは思っているのですが、その当たりの扱いがどうなっているか、こちらの方につきまして、伺いたいと思います。

以上、2問、お願いいたします。

○議長（佐藤弘治） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） まず、1点目の委託費の案件について、回答いたします。

フレッシュランド西多摩は改修工事に備え、令和5年4月から長期休館に入りました。このうち4月から7月までを休館後の残務整理期間として、各種委託により館内の整備等、行ってまいりました。入館管理システムについては、同期間、前年度の年報集計やデータ抽出を行うために、リースを継続したもので、リース終了後は、入館管理システム保守点検委託により、サーバーデータの消去、資機材の撤去、運搬、回収、これを適正に実施いたしました。

次に、2点目のトロン浴素回収処理業務委託ですが、回収の必要性としては、改修事業により、今後使う必要がなくなったことによるものなのですが、こちらについては、平成13年の開設以来、微弱な放射線による疲労回復などの効能が期待される医療部外品、トロン浴素を使用した準天然温泉、トロン湯として運営をしてまいりました。改修工事に伴い、トロン浴素については、販売元に確認の上、産業廃棄物として処分する予定でしたが、環境調査会社に対しても、適正処分について確認をしたところ、微弱な放射線が測定されることを理由に、産業廃棄物としての処分は不適切であるといった助言を受けました。このため、トロン浴素1,224枚ございましたが、こちらは販売元である株式会社、日本トロン開発協会に回収を依頼する形で処理し、改修工事とは別途の委託契約で対応させていただきました。なお、販売元による回収処理等のため、マニフェスト等の管理伝票の方は発行しておりません。

以上でございます。

○議長（佐藤弘治） 2番、井上議員。

○2 番（井上一也） ありがとうございます。4問目の質問、今の1問目の質問、データの整理等でシステム等を利用したというようなことで、こちらの方は了解しました。ありがとうございます。

トロン浴素の関係なのですが、こちらの方につきまして、基本的には業者に回収してもらったということがあります。ただ、この業者が変な形でどこかに不法投棄をするだとか、そんな恐れもあるのか、絶対ないとは思っているのですが、ただ、それが西多摩衛生組合のせいにされてしまうと、また困るとい

うこともありますので、マニフェストは無いということなのですが、こちら何か処分証明書だとか、受取書だとか、そういったものはきちり発行されてますでしょうか。その点についてだけ確認させてください。

○議長（佐藤弘治） 伊藤フレッシュランド西多摩館長

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） 廃掃法に規定する廃棄物には該当しないため、マニフェストはございませんが、委託先の株式会社、日本トロン開発協会からは、このトロン浴素を確実に受領した証明として、物品受領書を発行していただいています。

以上でございます。（「ありがとうございます。」と井上議員の声あり）

○議長（佐藤弘治） いいですか。ほかにありませんか。

大村総務課長。

○総務課長（大村正仁） すみません、先ほど川崎議員に対してのご答弁ですけど、8組ということで、募集と申し上げましたが、10組でございました。数字の訂正、よろしく願いいたします。失礼いたしました。

○議長（佐藤弘治） よろしいですか。11番、川崎議員。

○11番（川崎善友） 10組の募集で6組しか来てなかったというのは、何かどういう理由があるか、わかりますでしょうか。

○議長（佐藤弘治） 大村総務課長。

○総務課長（大村正仁） 多くなった場合には抽選ということとする予定でございましたが、やはりちょっと応募の方が少なくて6組に止まったというような形でございます。（「それは応募が少なかった。」と川崎議員の声あり）はい。

以上でございます。

○議長（佐藤弘治） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ないようですので、以上で質疑を終わります。

これより本案に対する討論に入りますが、討論の通告がありますので、討論に入ります。

2番、井上議員。

○2番（井上一也） 2番、井上でございます。認定第1号、令和5年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

西多摩衛生組合では、施設の適切な管理・運転を行い、令和5年度も順調に継続し、事業を行っております。これだけ大きな施設、それも廃棄物の中間処理施設ということで、こちら一つ間違えれば大きな事故や環境に対する大きな影響を出してしまうという恐れがあります。しかも、事故もなく通常に運転を行っていただけた、これはひとえに職員皆様の経験と知識、そして実力によるものと、お陰と思っております。

今回の決算におきましては、予算の適切な執行だけではなく、環境に負荷を与えることなく、無事故で、そして適切な維持管理が行えていることが確認できましたこと、大変うれしく思います。

また、組合から搬出される焼却灰の関係ですが、これは日の出町に運ばれエコセメント化にされております。現在は、廃棄物の埋立て、こちらの量はゼロと聞いておりますので、焼却灰を受け入れてくださっている日の出町、こちらのお陰で西多摩衛生組合の焼却施設が運転できていると言っても過言ではありません。焼却灰を受け入れていただいている日の出町にも、改めて感謝をしたいと思います。

今回、質問させていただきました照明器具のLED化工事、こちらの方も3市1町からの分賦金を頼るというわけではなく、国の交付金などを活用して、令和8年度に工事を行うなど、お話を伺うことができました。未来を見据えた前向きなお話も聞くことができましたので、大変良かったと考えております。

今後におきましても、施設の適切な維持管理と運営が推進されること、これに期待しまして、令和5年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定の賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤弘治） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） なければ、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、認定第1号「令和5年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について」の件は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（平田監査委員 退場）

午後2時39分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（佐藤弘治） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、日程第4、議案第6号「西多摩衛生組合施設整備基金条例」の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま、議題となりました議案第6号「西多摩衛生組合施設整備基金条例」につきまして、ご説明いたします。

本案は、焼却施設及び余熱利用施設の建設、改修及び撤去等の財源措置対応として、基金条例を制定するものであります。

この条例は本則7条及び付則により構成されており、第1条では、基金の設置目的を、第2条は基金の積立額について、第3条は管理について、第4条は運用益金の処理について、第5条は繰替運用について、第6条は積立金の処分について、第7条は委任について、それぞれ規定しております。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和5年度決算に係る剰余金から適用しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤弘治） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、小川議員。

○1番（小川龍美） 今、条例の説明いただきまして、目的はわかりました。建設、改修、撤去等の整備に要する経費の財源を積み立てるということで、第2条の積立額は、毎年度、一般会計の歳入歳出予

算で定めるということをございまして、毎年度、金額が変わることも想定されるかと思いますが、金額とか、積み立てる年数の目標の年度と言うのですかね、とか、目標総額があるの、そういうものを前提として積み立てられるのか、それとも積み立てることを前提として、特に終わりとか、財政金額とかは想定されていないのか、について、お伺いいたします。

○議長（佐藤弘治） 古谷財務課長。

○財務課長（古谷浩明） 積立金の目標年度とか、その件については、積立金の上限を儲けないようにしております。理由としましては、何点かございまして、まず、改修工事で、7億円以上の工事が何件もあります。また、更新工事につきましても、令和5年度だけでも1億8,600万円ほど使っております。また、施設建設も将来考えておまして、建設費につきましても、近隣の施設だと、例えば、最近できた町田市の清掃工場だと297億円、立川市の清掃工場は108億円とか、小平・村山・大和衛生組合は302億円もかかっています。

また、積立額につきましても、毎年度、歳入歳出決算の剰余金が出た場合、剰余金の2分の1を下らない金額としたいと考えております。これ以外については積み立てないというルールをつくっております。そのため、この10年間の平均の剰余金の2分の1の金額は、約4,500万円程度なので、10年貯めても4億5,000万円、300億、200億となると、相当な年数がかかるので、積立金についての目標額、あるいは目標年度とか、決めていません。

以上です。

○議長（佐藤弘治） 1番、小川議員。

○1番（小川龍美） わかりました。この積立金の財源としては、基本的にはこの剰余金の2分の1を毎年、積み立てていくということで、ほぼそれが積み立てられて、その他から必要なものが発生した時に、その基金を使うというふうにすることも想定されるということで、大きな施設の建設とか、撤去だけではなくて、随時、施設のこういう改修等には、その基金から繰り入れられるということ想定されているということよろしいでしょうか。

○議長（佐藤弘治） 古谷財務課長。

○財務課長（古谷浩明） 議員のおっしゃるとおり、積み立てて、もし必要な修理等が発生した場合は、その基金から繰り入れて使うことを予定しております。

以上です。

○議長（佐藤弘治） 大丈夫ですか。ほかにありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） なければ、以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） 討論なしと認めます。以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第6号「西多摩衛生組合施設整備基金条例」の件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第5、議案第7号及び日程第6、議案第8号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤弘治) ご異議なしと認めます。

よって、日程第5、議案第7号「令和6年度西多摩衛生組合補正予算(第2号)」及び日程第6、議案第8号「令和6年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について」の2件を、一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) ただいま、一括議題となりました、議案第7号「令和6年度西多摩衛生組合補正予算(第2号)」及び議案第8号「令和6年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について」の件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案第7号、補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出それぞれ、1,122万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、25億6,822万3,000円に変更しようとするものであります。

補正の主な内容であります。歳入予算では、前年度決算に基づき、繰越金の確定額を計上するとともに、諸収入において、鉄屑等の売払い単価の上昇を反映し、増額措置を行ったほか、石川県の能登半島地震に伴う「災害廃棄物処理委託受託金」を計上しております。

歳出予算では、委託料において、契約実績に基づく減額補正を行ったほか、歳入の繰越金の一部を、施設整備積立金に積み立てるための費用を新たに計上しております。

次に、議案第8号、令和6年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明申し上げました、補正予算(第2号)に基づき、組合市町分賦金の総額を、18億8,468万3,000円に変更するとともに、負担割合に基づき、構成市町ごとに定めようとするものであります。

なお、議案第7号、及び第8号の詳細につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長(佐藤弘治) 古谷財務課長。

○財務課長(古谷浩明) それでは、議案第7号、令和6年度西多摩衛生組合補正予算(第2号)及び議案第8号、令和6年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について、ご説明申し上げます。

初めに、議案第7号、令和6年度西多摩衛生組合補正予算(第2号)につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。補正予算書の1ページをお開き願います。

まず、総則でございますが、第1条第1項は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,122万3,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を25億6,822万3,000円と定めようとするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によると定めようとするものでございます。

第2条は、継続費の補正は、第2表、継続費補正によると定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、第1款分賦金は4,726万7,000円を減額いたしまして、18億8,468万3,000円と定めようとするものでございます。

第4款繰越金は、4,651万1,000円増額いたしまして、2億2,890万5,000円と定めようとするものでございます。

第5款諸収入は、1,197万9,000円を増額いたしまして、1億396万円と定めようとするものでございます。

以上、歳入合計は1,122万3,000円を増額いたしまして、25億6,822万3,000円と定めようとするものでございます。

次に、歳出でございます。第2款事務所費は、2,293万8,000円を増額いたしまして、1億9,839万3,000円と定めようとするものでございます。

第3款じん芥処理費は、649万5,000円を減額いたしまして、15億7,681万5,000円と定めようとするものでございます。

第4款余熱利用施設事業費は、11万9,000円を減額いたしまして、5億1,139万3,000円と定めようとするものでございます。

第6款予備費は、510万1,000円減額いたしまして、1億3,503万2,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳出合計は、1,122万3,000円を増額いたしまして、25億6,822万3,000円と定めようとするものでございます。

3ページをご覧ください。

第2表継続費補正でございます。

継続費の変更をいたそうとする事業につきましては、第4款余熱利用施設事業費、第1項余熱利用施設費で、事業名は、(仮称)フレッシュランド西多摩改修事業において、総額は、2万3,000円を減額して、9億3,144万7,000円で、令和6年度は、4億6,602万6,000円、令和7年度は、4億6,542万1,000円と定めようとするものでございます。

この継続費補正については、フレッシュランド西多摩改修工事に伴う監理委託料の契約額が確定したことによるものです。

恐れ入ります。6ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書、6ページにつきましては、2ページの第1表と同様なので、7ページよりご説明申し上げます。

7ページをご覧ください、歳入でございます。

第1款分賦金は、4,726万7,000円を減額いたしまして、18億8,468万3,000円でございますが、詳細につきましては、後ほど、議案第8号の組合市町分賦金の変更で、ご説明いたしますので、ここでは省略させていただきます。

第4款繰越金は、4,651万1,000円を増額いたしまして、2億2,890万5,000円でございます。

これは令和5年度からの繰越金でございます。第5款諸収入は、第2項1目雑入におきまして、1,197万9,000円増額いたしまして、1億395万9,000円でございます。

鉄屑等売払代金による増額は、鉄屑等の売払いの単価の上昇により、増額分312万9,000円と令和6

年1月に発生した石川県能登半島地震に伴う、災害廃棄物処理委託受託金 885 万円でございます。

以上、補正額合計 1,122 万 3,000 円を増額いたしまして、歳入の合計額は、25 億 6,822 万 3,000 円でございます。

次に、8 ページをご覧ください、歳出でございます。

第2款事務所費は、2,293 万 8,000 円を増額いたしまして、1 億 9,839 万 3,000 円でございます。

これは、12 節委託料、庁舎清掃委託料は契約差金で、24 節積立金は、施設整備積立金で、令和5年度からの繰越金からフレッシュランド西多摩の改修工事に充当する金額を差し引いた額の、3分の1の金額の 2,307 万 7,000 円でございます。

また、本来は、繰越金の2分の1を下らない金額を積立金とすることとしておりますが、繰越金の2分の1を積立金にすると、補正予算第2号に伴う組合構成市町分賦金の一部の市町が増額となることから、積立金を調整し、繰越金の3分の1としております。

次に、9 ページをご覧ください、第3款じん芥処理費は、649 万 5,000 円減額いたしまして、15 億 7,681 万 5,000 円でございます。

これは、12 節委託料、649 万 5,000 円の減額で、減額分の 11 件は、契約差金等となっております。

増額分の災害廃棄物由来焼却灰処理委託料 135 万円につきましては、災害廃棄物処理に伴い発生する焼却灰を東京たま広域資源循環組合に処理を委託する費用となっております。

次に、10 ページをご覧ください、第4款余熱利用施設事業費は、11 万 9,000 円を減額いたしまして、5 億 1,139 万 3,000 円でございます。減額理由は、契約差金となっております。

次に、第6款予備費は、510 万 1,000 円減額いたしまして、1 億 3,503 万 2,000 円でございます。

以上、補正額合計は 1,122 万 3,000 円を増額いたしまして、歳出の合計は、25 億 6,822 万 3,000 円でございます。

恐れ入ります。12、13 ページをお開き願います。

継続費についての事業の進行状況等に関する調書でございます。

以上で、議案第7号、令和6年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第8号、令和6年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。議案第8号の2枚目の附属資料をご覧ください。

令和6年度の補正予算の分賦金算出根拠となります組合市町の人口とごみ搬入量につきまして、ご説明申し上げます。

基礎数値といたしまして、表2人口割合比較では、組合市町の人口は、令和6年10月1日現在の人口を採用し、全体で380人減少し、27万2,097人で確定させていただきました。

組合市町別では、青梅市が296人減少で、12万9,241人、負担割合は47.50%。福生市は72人の増加で、5万6,547人、20.78%。羽村市は186人の減少で、5万4,255人、19.94%。瑞穂町は30人の増加で、3万2,054人、11.78%となります。

次に、表3、ごみ搬入割合比較でございますが、組合市町別では、青梅市は900トン減の2万7,200トンで、負担割合は47.64%。福生市は400トン減の1万1,000トンで、19.26%。羽村市は200トン減の1万1,100トンで19.44%。瑞穂町は300トン減の7,800トンで、13.66%。合計で1,800トン減の5万7,100トンを見込んでございます。

このような状況を踏まえて、表1分賦金比較につきまして、ご説明申し上げます。

組合市町に分賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各予算項目の補正に基づき積算してございます。この積算結果から、令和5年度繰越金を差し引いたものが、令和6年度補正後の分賦金でございます。

市町別では、青梅市は、2,469万1,000円減額となりまして、8億8,399万3,000円、負担割合は46.90%。福生市は、1,331万7,000円減額となりまして、3億7,112万2,000円、19.69%。羽村市は、109万5,000円減額となりまして、3億7,025万4,000円、19.65%。瑞穂町は、816万4,000円減額となりまして、2億5,931万4,000円、13.76%となります。

分賦金の補正額合計は、4,726万7,000円を減額いたしまして、分賦金は18億8,468万3,000円でございます。

議案第7号、令和6年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）と、議案第8号、令和6年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤弘治） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） なければ、以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論を行います。

初めに、議案第7号「令和6年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）」の件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

次に、議案第8号「令和6年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について」の件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、一括議題といたしました議案のうち、議案第7号「令和6年度西多摩衛生組合補正予算（第2号）」の件について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「令和6年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について」の件を、お諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤弘治） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第2回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

なお、午後3時15分より、引き続き、議員全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

午後3時03分 閉会